

大阪府循環型社会推進計画

平成28(2016)年6月

大阪府

はじめに

私たちが目指す循環型社会では、全ての物を資源として循環的に利用することが基本で、再生された資源が原料として利用されることが当たり前のこととなっています。

現在、私たちは、さまざまな物を利用して豊かで快適な生活を送っていますが、それらの物を製造、使用する際に多くの天然資源を利用し、また使用後には多くの物を廃棄しています。

人類の貴重な財産である限りある資源を長年にわたって活用することで、次世代に健康で豊かな社会を引き継いでいく責務があります。資源の無駄遣いをなくし、有効利用を進めるために、さらに、社会経済活動自体を循環型のシステムに変えていく必要があります。

目指すべき循環型社会の構築に向け、府民、事業者、行政が連携・協働し行動していく必要があります。本計画の推進により、各主体の3Rに対する認識が深まり、自主的な取組みがより一層進展するよう、みなさまと力を合わせて取り組んでいきます。

取り巻く状況

一般廃棄物は、前計画策定時において、1人1日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量が全国ワースト1でありましたが、1人1日当たりの排出量及び再生利用率は前計画期間中にワースト1から脱却したものの、依然全国平均を下回る水準にあり、最終処分量は全国ワースト1です。

産業廃棄物については、最終処分量は減少しているものの、近年、排出量は増加傾向、再生利用率は横ばいです。

このため、今後とも循環型社会の構築に向け、さらなる取組みが求められています。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時における廃棄物の適正処理について平時から備える必要があります。

その他、今後予測される以下のような社会情勢の変化に対しても、本計画期間中から留意することが必要です。

- 人口減少、高齢化の進行、ごみの排出形態等の変化への対応
- 府域で排出される廃棄物は最終的には最終処分場に埋立処分されていますが、その容量には限りがあること
- 高度経済成長期に建てられた多数の建築物等が更新時期を迎えることから、解体廃棄物が増加する可能性があること

計画の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく「廃棄物の減量その他の適正な処理」に加え、循環型社会形成推進基本法、大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府環境基本条例や大阪21世紀の新環境総合計画（以下、「新環境総合計画」という。）等に基づく、いわゆる「循環型社会の構築」を見据えたものとします。なお、東日本大震災の教訓を踏まえて廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項についても含んでいます。

また、3Rと適正処理に関連する事項について広く捉えるとともに、「低炭素社会の構築」へ配慮します。

- 法律等に基づく位置づけ
 - 上位計画である「新環境総合計画」の分野ごとの実行計画
 - 「廃棄物処理法」第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画
 - 「大阪府循環型社会形成推進条例」第6条に基づく基本方針
 - 「大阪府循環型社会形成推進条例」第8条に基づく行動指針

目次

はじめに	1
計画の基本的事項	2
計画の目標 成果を実感できる指標	3
循環型社会の構築に向けた主な施策 と各主体の行動指針	4
○ 循環型社会の構築に向けた施策（詳細）	5
<関係資料>	
府域における廃棄物の状況	7
目標の立て方	9

計画の基本的事項

計画期間

本計画は、循環型社会の将来像(長期的視点)を見据えつつ、今後5年間の計画として、

- ・平成32年度の廃棄物排出量等の目標
- ・循環型社会の構築に向けた施策等

をとりまとめたものです。
 なお、目標年度である平成32年度は上位計画である新環境総合計画や、国の基本方針※の目標年度となっています。

※ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月告示)

計画期間

→

平成28年 平成32年
(2016年) (2020年)

長期的視点
(概ね2050年)

実施主体

循環型社会の構築のためには、各主体がそれぞれの果たすべき役割を認識した上で、連携・協働して、3Rや適正処理に取り組んで行く必要があります。

事業者

- ・ごみになりにくい製品の設計
- ・副産物の有効利用

連携・協働

市町村

- ・一般廃棄物の3Rの推進
- ・分別収集や適正処理の推進

府民

- ・ごみを出さないライフスタイルの実践
- ・市町村のごみ分別・排出ルールに沿ったごみの排出

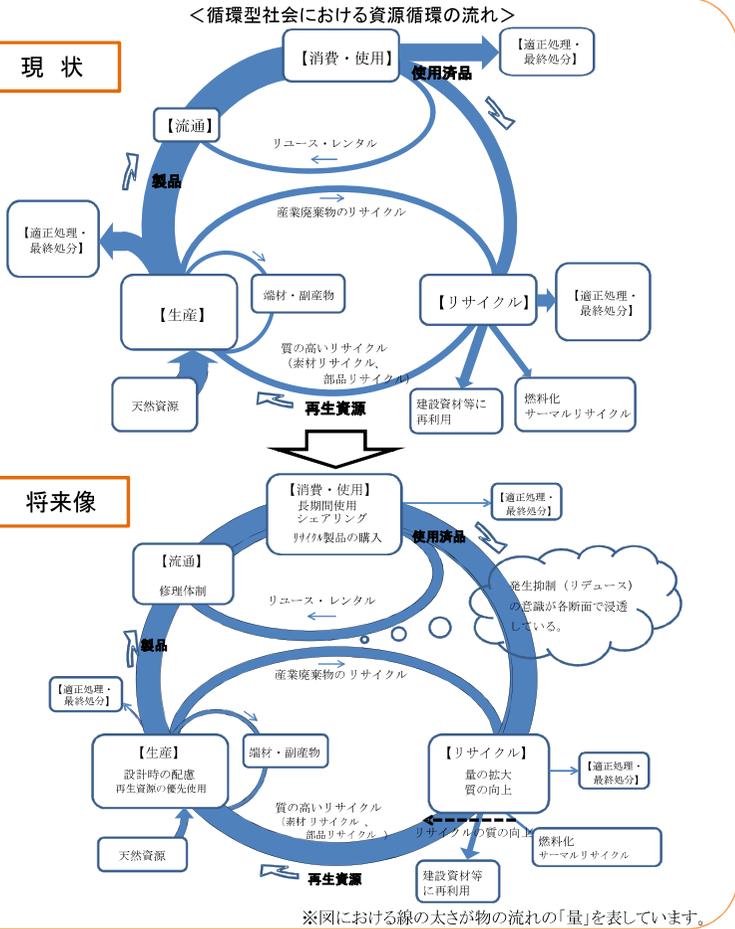
府

- ・各主体の3Rの取組みを促進
- ・産業廃棄物の適正処理を指導

目指すべき将来像 (長期的視点)

- 概ね2050年の将来像(新環境総合計画)
 資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。
- 社会のイメージ
 循環型社会の将来像(長期的視点)を目指して、物の製造から廃棄に至る過程における生活様式、事業活動、適正処理の視点での社会の具体像をイメージしました。

生活様式	<p>■ 物の購入</p> <p>物の購入時には、ごみになりにくく、使用後のリサイクルが容易なもの、長期間使用できる製品のほか、再生資源を用いたリサイクル製品が優先的に購入されている。 レンタル等の利用により、物を所有することから機能のみを所有するという考え方が広がっている。</p>	<p>■ 物の使用</p> <p>修理(リペア)や機能追加(グレードアップ)による長期間使用や、交換会を活用したリユースの考え方が広く普及している。 <small>(出典：泉北環境整備施設組合HP)</small></p>	<p>■ 物の廃棄</p> <p>家庭でのごみの減量化のほか、廃棄する際には、適切な分別を行いリサイクルに積極的に取り組んでいる。</p>
事業活動	<p>■ 製品の設計</p> <p>原材料には、再生資源や再生可能な資源等が選択されている。ごみになりにくく、使用後のリサイクルが容易な設計、長寿命化への配慮が徹底されている。</p>	<p>■ 長期間使用</p> <p>販売した製品の長期間使用をサポートするため、修理(リペア)や機能追加、改修の体制が整備されている。</p>	<p>■ 使用済み製品のリサイクル</p> <p>リース、レンタルに加え、拡大生産者責任の考え方に基づく、製造事業者による使用済み製品の回収、再生利用が広く普及している。循環資源にかかる情報の開示・データベース化により業種を越えた効率的なリサイクルシステムが整備されている。</p>
適正処理	<p>■ 適正処理の徹底</p> <p>排出者による適正処理の徹底、関係機関による監視網の整備、土地所有者による自主管理の徹底、廃棄物処理業者の優良化などにより社会全体に不適正処理を許さない機運が成熟し、不法投棄や不適正保管は未然に防止されている。</p>	<p>■ リサイクル、熱利用</p> <p>廃棄物の処理施設では、資源化施設が設置され、再使用、再生利用した後、素材としてリサイクルできないものは、焼却時に熱利用が行われている。 <small>(出典：発電施設を併設した焼却施設)</small></p>	<p>■ 最終処分量の削減</p> <p>経済活動で使用されたものは、様々なシステムにより、その多くが循環的な利用がされており、どうしてもリサイクルできないものだけが、最終的に廃棄物として処分されている。</p>



計画の目標

本計画では、目標年度を平成32年度とし、3Rの進捗状況を総合的に表す、排出量、再生利用率、最終処分量、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を計画の目標として設定しました。排出量、最終処分量、1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標については、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目指すこととして設定しました。また、再生利用率の目標については、府域の特性等を踏まえて設定しました。目標設定についての詳細はP9「目標の立て方」を参照してください。

目標を設定する項目	一般廃棄物		産業廃棄物	
	H32年度目標	H26年度実績	H32年度目標	H26年度実績
排出量 : 廃棄物として排出されるものの全体量(総排出量)	278万トン	318万トン	1,534万トン	1,518万トン
再生利用率 : 排出量のうち再生利用される量の割合	15.8%	13.7%	32.2%	31.8%
最終処分量 : 焼却等の処理を経て、最終的に埋立処分される量	32万トン	39万トン	37万トン	38万トン
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 : 家庭から排出される生活系ごみのうち、集団回収量と資源ごみを除き、1人1日当たりの排出量として表した量	403g/人・日	461g/人・日	—	—

(目標設定の考え方)

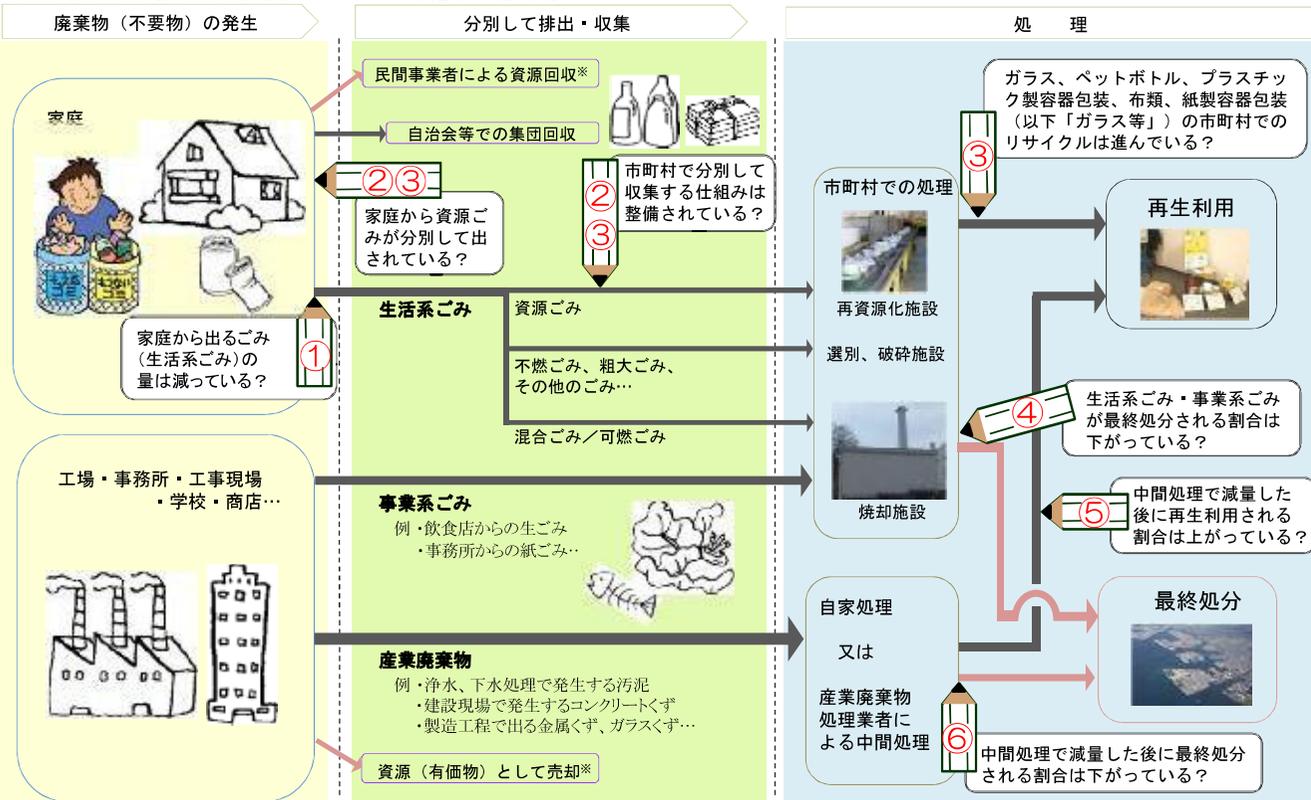
排出量抑制の取組み	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量抑制の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 手つかず食品の排出量を15%削減(生活系) 資源化可能な紙ごみの混入を15%削減(事業系) 産業廃棄物(プラスチック類)の混入を15%削減(事業系) 	
再生利用量の増加の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 燃えるごみに含まれる資源化可能な紙ごみの15%を資源ごみに分別(生活系) 燃えるごみに含まれるプラスチック製容器包装の15%を資源ごみに分別(生活系) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物を分別排出し、建設混合廃棄物発生率[※]を6.0%から3.5%に抑制 事業系ごみに混入している産業廃棄物の混入削減による、排出量及び再生利用量の増加

※：建設混合廃棄物発生率(%) = (建設混合廃棄物排出量 ÷ 総建設廃棄物量) × 100

成果を実感できる指標

3Rの進捗状況を総合的に表す上記の目標に加え、府民、事業者、市町村といった各主体がそれぞれの取組みの成果を実感できる指標を設定しました。指標については、平成32年度目標を設定しませんが、施策や行動指針による取組みの成果を確認し、指標の推移をホームページに公表するなど、本指標を活用することで、各主体の取組みをさらに促進していきます。

○ 廃棄物の発生から処理までのフローと指標の考え方



※：資源化物(古紙、金属等)の一部は、直接、民間事業者(再資源化事業者や原料として使用する者)へ引き渡され、再生利用されているものがあります。

○ 指標と算出式

左図中の のマークは、6つの指標を確認する箇所です。○の中の数字が指標番号を表しています。

一般廃棄物	
①	1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量(g/人・日) = $\frac{\text{生活系ごみ(資源ごみを含む)排出量}}{\text{人口} \times \text{日数}}$ H26 : 515g/人・日
②	生活系ごみ分別排出率(%) = $\frac{\text{生活系資源ごみ排出量} + \text{集団回収量}}{\text{生活系混合・可燃ごみ排出量} + \text{生活系資源ごみ} + \text{集団回収量}} \times 100$ H26 : 22.5%
③	ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率(%) = $\frac{\text{ガラス等の再生利用量}}{\text{総排出量} - (\text{ガラス等以外の再生利用量})} \times 100$ H26 : 4.9%
④	最終処分率(%) = $\frac{\text{最終処分量}}{\text{生活系ごみ総排出量} + \text{事業系ごみ総排出量}} \times 100$ H26 : 12.3%
産業廃棄物	
⑤	排出量から減量化を除いた再生利用率(%) = $\frac{\text{再生利用量}}{(\text{排出量} - \text{減量化量})} \times 100$ H26 : 92.7%
⑥	排出量から減量化を除いた最終処分率(%) = $\frac{\text{最終処分量}}{(\text{排出量} - \text{減量化量})} \times 100$ H26 : 7.3%

循環型社会の構築に向けた主な施策と各主体の行動指針

主な施策

みんなで取り組もう（行動指針）

府 民	事業者	市町村	府
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 詰替え商品、簡易包装の商品を選択する。 ▶ 必要なものを必要な量だけ購入する。 ▶ 賞味期限等の期限表示を理解する。 ▶ 作り過ぎや食べ残しを削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみになりにくい商品やイベントに設計、製造する。 ▶ 資源化可能な紙類などを焼却ごみから分別する。 ▶ 製造工程で発生する副産物を有効利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交換掲示板の活用やイベントにおける交換会などにより、リユースを推進する。 ▶ 住民、事業者による環境に配慮した消費行動を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 庁内での紙類の削減や、机・椅子等の物品、文房具等の消耗品のリユースに取り組む。 ▶ 食品の期限表示の理解を促進する。 ▶ 各主体の自主的な取組みを促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村のごみ分別・排出ルールに沿ったごみの排出に取り組む。 ▶ 紙類等の集団回収に積極的に取り組む。 ▶ 使用済家電、自動車は適正にリサイクルする。 ▶ 購入時は、リサイクル製品を選択する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原材料には可能な限り再生資源を利用する。 ▶ 工事現場での分別を徹底し、混合廃棄物の発生量を削減する。 ▶ より資源ロスを減らすため、排出段階での分別を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラスチック製容器包装等の分別収集を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 積極的に再生品を利用する。 ▶ 市町村によるリサイクルの取組みが適正かつ効率的に行われるよう情報交換する。 ▶ 各主体の自主的な取組みを促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村のごみ分別区分を再確認するとともに、ルールに沿ったごみの排出を実践する。 ▶ 自らの敷地内に不法投棄されないよう管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 産業廃棄物を委託処理するときは、契約を書面で締結しマニフェストを交付する。 ▶ 有害物質を含む廃棄物、他の廃棄物と混ぜずに適正に処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 処理施設への立入検査を継続して実施する。 ▶ 事業者に対して適正処理に関する情報提供、指導を実施する。 ▶ 市町村のごみ処理広域化の調整をする。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時に退蔵ごみを排出しないよう、平時から留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害廃棄物処理に関連する事業者は、平時から処理技術の集約、検証、継承を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害廃棄物処理計画を策定する。 ▶ 災害対応視点から処理施設を整備する。 ▶ 関係機関・団体との連携体制の構築、訓練等により、処理体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域的な対応のための円滑な連携といった観点から関係機関・団体との連携体制を構築する。

進行管理

・計画の着実な推進を図るために、施策の実施状況等について毎年把握し公表するなど、計画の進行管理を行い、各主体の取組みを促進します。

・一般廃棄物については、目標値とともに、各主体の取組みの成果を実感できるように設定した指標により、市町村ごとに取組み状況の推移を確認し、公表します。

リユースの推進

食品ロスの削減 ・期限表示の理解の促進等により、手つかずのまま廃棄される食品や、食べ残しといった「食品ロス」を削減 	事業系ごみの削減 ・先進的な取組み事例の情報共有等により、市町村による事業者の排出抑制の取組みを促進 ・焼却ごみに混入している資源化可能な紙ごみ等を削減 	リユースの促進 ・使用済みとなった物であっても再使用可能な物は交換会などを通じて、繰り返し使用  粗大ごみで捨てられた家具のリユース <small>(出典：東北環境整備施設組合HP)</small>	産業廃棄物の削減 ・事業者の排出抑制の効果的な事例を情報提供し、広く事業者の取組みを促進  効果的な事例を提供
--	--	---	--

質の高いリサイクルの推進

分別収集の促進 ・家庭から出るプラスチック製容器包装や資源化可能な紙ごみなどの分別を促進  ペットボトルの選別施設	建設混合廃棄物の発生抑制 ・工事現場における分別事例等を広く情報提供することにより、建設混合廃棄物 [※] の発生を抑制 <small>※建設混合廃棄物：工事現場から排出される時点で複数の種類の産業廃棄物が混じった状態の廃棄物のこと</small> 	質の高いリサイクルの促進 ・環境保全や経済性の観点もふまえ、できる限り素材へのリサイクルを優先 ・「なにわエコ良品ネクスT」の認定を進め、繰返しリサイクルされる製品を普及 
--	---	--

適正処理の推進

一般廃棄物の処理 ・ごみ焼却施設やし尿処理施設の長寿命化対策や建替えを計画的に行い、ごみやし尿の適正処理を引き続き確保  ごみ焼却施設	適正処理の徹底 ・産業廃棄物の排出事業者に対し、適正なマニフェストの交付等に係る指導を徹底 ・パトロールを実施し、不法投棄等を早期発見、是正  不適正処理(野焼き)	有害廃棄物の処理 ・廃石綿や水銀廃棄物等の有害物質を含む廃棄物が、適切に区分して排出されるよう事業者への指導を徹底  石綿含有建材	最終処分場の確保 ・既存の処分場をできる限り長く使うとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うための最終処分場を確保  フェニックス処分場
---	---	---	--

非常災害時の適正処理の備え

災害時の適正処理体制の構築 ・災害発生時に、ごみ、し尿等廃棄物が適正に処理できるよう、市町村間の相互支援体制や広域的連携体制を拡充  大量に発生した災害廃棄物(東日本大震災)	技術の蓄積と人材の育成 ・迅速に処理するための技術、ノウハウの蓄積に加え、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材を育成
--	--

留意事項

各主体の取組みを促進 ・3Rの普及啓発や環境教育等に関する情報提供により、各主体の自主的な取組みをさらに促進	人口減少・高齢化の進展 ・人口、世帯数、年齢構成の動向と、排出されるごみの関係を把握	低炭素社会・自然共生社会への配慮 ・二酸化炭素の排出削減につながるプラスチック類のリサイクルを温暖化防止の観点からも推進
--	--	--

循環型社会の構築に向けた施策（詳細）

リデュースとリユースの推進

■ ごみを出さないライフスタイル・事業活動の促進

- ・ 詰替え商品等を選択することなど、ごみを出さないライフスタイルが定着する必要があります。
- ・ また、事業者は、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計など、ごみの排出を抑えた商品の製造・販売を基本とする事業活動に取り組む必要があります。
- ・ このため、環境にやさしい買い物キャンペーンの実施など、豊かな環境づくり大阪府民会議と連携を図りながら、府民や事業者による環境に配慮した消費行動や事業活動を促進します。

■ 生活系ごみの排出抑制の促進

- ・ 「1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量」の指標を活用し、府民、市町村の各主体が生活系ごみの排出抑制の成果を実感できるようにするとともに、各主体のさらなる取組みを促進します。
- ・ 賞味期限・消費期限表示の理解の促進などの普及啓発により、手つかずのまま廃棄される食品や食べ残しといった食品ロスの削減に取り組めます。
- ・ また、国や市町村における食品ロスや生ごみ削減に係る取組み事例について、府内市町村と情報共有を図り、市町村における取組みを促進します。

■ 生活系ごみの有料化の促進

- ・ 国の「一般廃棄物の有料化の手引き」において、一般廃棄物処理を有料化することにより、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できるとされています。
- ・ 有料化の導入にあたっては、住民の理解を得ることに加え、導入後いったん減少したごみの量が元に戻りにくい制度設計や、排出削減の受け皿となる資源ごみの分別収集の拡充に配慮することが必要です。
- ・ このため、市町村における有料化の実施状況を把握するとともに、市町村に対し、市町村の取組み状況や府内外の先進的な取組み事例等の情報提供を行います。

■ リユースの促進

- ・ 使用済みとなったものでも、再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、市町村に対し、掲示板の活用や交換会の開催など、リユースに関する取組み事例の情報提供を行います。

■ 事業系ごみの排出抑制の促進

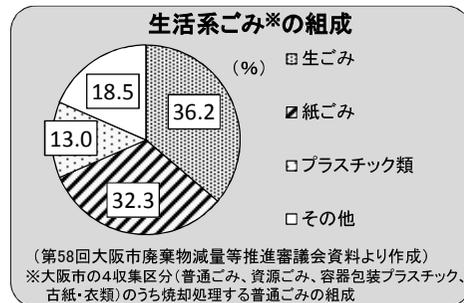
- ・ 事業系ごみの1人1日当たりの排出量は全国と比べて多く、事業系ごみには資源化可能な紙類や産業廃棄物であるプラスチック類が混入しています。
- ・ 資源化可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めるため、市町村に対し府内外の先進的な取組み事例の情報提供を行い、市町村による事業者への排出抑制の取組みを促進します。

■ 事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進

- ・ 産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、排出抑制の取組みや排出量の見込みなどを記載した処理計画書の公表や指導助言等を通じて、事業者による排出抑制の取組みを促進します。
- ・ また、多量排出事業者だけでなく、広く排出事業者における排出抑制を促進するため、多量排出事業者などが行っている先進的、効果的な端材・副産物の発生抑制事例等について情報提供を行います。

■ 建築物等の長寿命化の促進

- ・ 今後、高度経済成長期に建築された建築物等が更新の時期を迎えることにより、建設廃棄物の排出量が増加する可能性が指摘されています。
- ・ 府有施設等の適切な維持管理を行い、計画的な改修を実施することにより、良質なストックとして長期的に活用します。
- ・ 建築物の長期間使用を促進するためには、設計段階から長寿命化について配慮することも必要です。建築物の環境性能を評価し格付けする手法を活用し、廃棄物の発生抑制の取組みを推進します。



リサイクル（質の高いリサイクル）の推進

■ リサイクルのための分別収集の促進

- ・ 「生活系ごみ分別排出率」や「ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率」の指標を活用し、府民、市町村がごみの分別や再生利用に関する成果を実感できるよう、府と市が情報交換することで、さらなる取組みを促進します。

■ 各種リサイクル法に基づくリサイクルの促進

- ・ 大阪府分別収集促進計画に沿って、市町村における容器包装廃棄物の発生抑制及び分別収集を促進するとともに、国の動向把握や市町村への情報提供を行います。
- ・ 市町村における小型電子機器等の適正なリサイクルの取組みを促進するため、国の動向の把握や市町村への情報提供を行います。
- ・ 使用済み家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を適正にリサイクルする方法などについて周知に努めます。
- ・ 食品廃棄物の適正なリサイクルが実施されるよう、国の動向把握や府民、事業者、市町村への情報提供を行います。
- ・ 建設廃棄物の適正なリサイクルを促進するため、分別解体や再資源化に関する周知や指導を行います。
- ・ 使用済自動車の適正な処理及びリサイクルを促進するため、使用済自動車の解体業者等に対して立入検査等を通じた指導を徹底します。

■ 質の高いリサイクル（素材へのリサイクル）の促進

- ・ 省資源・資源循環のためには、リサイクルの際に、環境保全や経済性等を踏まえた実行可能性を踏まえつつ、できる限り素材へのリサイクルが優先されることが必要です。そのために、素材リサイクルに関する取組み事例のほか、産業廃棄物の排出事業者に対しては、再生利用状況や素材として利用するための適切な分別に関する情報などを提供します。
- ・ コンクリート塊はそのほとんどが舗装路盤材用の再生砕石として利用されていますが、品質や経済性、法令、供給状況を踏まえながら、再生骨材コンクリートへの利用など、コンクリート塊の先進的な再生利用に関する事例などを収集し、さらなる利用を検討します。

■ 産業廃棄物のリサイクルの促進

- ・ 産業廃棄物のリサイクルは、関連法の制定や排出事業者の取組みなどにより一定進展してきましたが、費用や需要等の面からの課題もあります。今後とも取組みの継続が必要であることから、上下水道事業者、建設業者、製造業者といった排出事業者への周知啓発、情報提供により、取組みを促進します。
- ・ 資源循環における資源ロスを少なくするためには、排出段階での取組みが重要です。多量排出事業者による分別排出、自社内再生利用に関する取組み事例及び再生利用を行う処理業者等に関する情報提供を行い、排出段階での排出事業者による取組みを促進します。

■ 建設混合廃棄物の発生抑制の促進

- ・ 建築物等の新築・解体現場での分別努力により、建設混合廃棄物を減らすことが必要です。工事現場における建設廃棄物の分別事例等を広く建設業者、発注者に情報提供し、取組みを促進します。

■ 大阪府エコタウンプランの推進

- ・ 新技術、新システムを導入したリサイクル施設の整備促進等を目的とした「大阪府エコタウンプラン」を推進するため、エコタウンに関する情報発信や関係自治体等との交流・連携に努めます。

■ リサイクル製品認定制度の普及

- ・ 府内で発生した循環資源を利用して製造されたリサイクル製品のうち、品目ごとの認定基準を満たすものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定し、その普及に努めます。
- ・ また、平成27年度に新たに創設した「繰返しリサイクルされる製品」について、「なにわエコ良品ネクスト」として認定を進めるとともに、認定された製品の普及に努めます。

循環型社会の構築に向けた施策（詳細）

適正処理の推進

■ 一般廃棄物処理施設における廃棄物の適正処理の推進

- ・市町村や一部事務組合では、ダイオキシン類の測定結果を公表する等、ごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設の維持管理に努めます。
- ・一般廃棄物が処理施設で適正に処理されるよう、立入検査を継続して実施するとともに必要に応じて技術的な助言を行います。

■ ごみ処理の広域化の推進

- ・老朽化が進んでいるごみ処理施設は、計画的に長寿命化や建替えによる施設整備を実施する必要があるため、3Rを推進しつつ、広域のかつ集約的な施設の整備が図られるよう市町村や一部事務組合に対し、情報提供や技術的な助言を行います。

■ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理と資源化の促進

- ・生活排水の100%適正処理を早期に達成するには、地域の実情に適した生活排水処理施設の整備が重要です。このうち浄化槽整備は、市町村が設置、管理運営を行う、「浄化槽市町村整備推進事業」による計画的な面的整備を推進しています。
- ・浄化槽の整備を進めるには、浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保が重要です。そのため、老朽化が進んでいるし尿処理施設については、現有施設の長寿命化や将来の広域処理について、市町村等での検討が進むよう、府がコーディネーターとなり、積極的に促進します。
- ・し尿処理施設の施設整備等にあたっては、し尿処理由来の汚泥の有効活用が進展するよう、循環型社会形成推進交付金制度の活用等により、資源化設備の整備を推進します。

■ 最終処分場の確保

- ・既存の処分場をできる限り長く使うとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うための最終処分場を確保します。
- ・大阪湾フェニックス事業の推進に当たっても、以上の考え方に立つとともに、瀬戸内法に基づく埋立の基本方針に十分配慮しながら関係機関と連携し、次期処分場整備の具体化に取り組みます。

■ 排出事業者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底

- ・排出事業者に対して適正な処理費用の負担、契約締結等に係る法令等の周知を徹底し、引き続き排出事業者による適正処理を指導していきます。また、電子マニフェストの普及を図ります。
- ・不適正処理事案に対する監視パトロールや土地所有者への土地管理の啓発などにより、不適正処理の未然防止、早期発見・是正に努めます。

■ 産業廃棄物処理業者の育成・指導

- ・産業廃棄物処理業者における適正な処理を確保するため、引き続き立入検査等による指導を徹底します。
- ・優良認定制度のメリットについて情報提供を行い、処理業者の優良認定取得への意識を高めるとともに、排出事業者に対し優良制度及び優良認定産業廃棄物処理業者についての情報提供を行います。

■ 有害物質を含む廃棄物の適正処理

- ・廃石綿や石綿含有建材は適切に区分して排出されるよう、関係法令の所管行政庁と連携し、立入検査や関係パンフレットの窓口配布などにより、適正処理を徹底します。
- ・水銀に関する水俣条約を踏まえ、廃水銀等が特別管理廃棄物に指定されるなど政省令が改正されたことから、法の処理基準等が遵守されるよう指導します。
- ・改正PCB特別措置法の成立（平成28年4月）を受けて、PCB廃棄物の種類毎に定められた計画的処理期限（高濃度PCB廃棄物：平成33年度末、低濃度PCB廃棄物：平成38年度末）より前までに全てのPCB廃棄物の処理が完了できるよう、PCB廃棄物を保有する事業者に対して文書や立入検査等により届出や適正保管・早期処理等を指導します。また、届出が行われていないPCB廃棄物等を把握するための掘り起こし調査や、広報誌などを利用したPCB廃棄物の処理等に関する周知に努めます。

大規模災害発生時の適正処理の備え

■ 災害時の適正処理体制の構築

- ・災害発生時に、ごみ、し尿等廃棄物が適正に処理できるよう、市町村間の相互支援や広域支援などの体制整備に加え、仮置き場の確保等、平時から災害を想定した具体的な対応について情報共有を図るなど体制の拡充を図ります。
- ・特に大規模災害発生時には、国、都道府県、市町村、民間事業者が一丸となって取り組む必要があり、広域的な連携体制の充実を図ります。

■ 技術の蓄積と人材の育成

- ・大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するために、できるだけ早い段階からの分別等に着手できるよう、過去の災害等の事例や教訓から、災害廃棄物処理の技術やノウハウを蓄積するとともに、それら技術を伝承するための、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図ります。

留意事項

■ 普及啓発や情報提供、環境教育による自主的な取組みの促進

- ・3Rの普及啓発や環境教育の取組みなど、府民・事業者・市町村といった各主体の取組み状況に関する情報提供を行い、自主的な取組みをさらに促進するとともに、府内の廃棄物の処理状況について、指標も活用した情報提供を行うことで、各主体がその取組みの成果を実感できるようにします。
- ・また、ホームページなどで環境教育に関する情報提供を行うとともに、大阪府環境教育等行動計画に基づき、環境学習等を推進します。

■ 低炭素社会、自然共生社会に向けた施策への配慮

- ・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの推進やプラスチック類の焼却量削減は二酸化炭素の排出削減につながるものであり、地球温暖化防止の観点からも積極的に推進します。
- ・また、廃棄物の焼却時の余熱を利用するごみ発電や廃熱利用は、地球温暖化対策として有効であり、引き続き推進します。
- ・最終処分場の設置にあたっては、動植物等に影響を与えることも考えられることから、計画段階において、自然環境保全に十分配慮します。

■ 人口減少・高齢化の進展等によるごみ排出形態への影響

- ・大阪府では長期的には人口減少や単独世帯数の増加が予測されています。また、世帯構成により、ごみの排出実態が異なり、単独世帯や高齢者世帯は1人当たりのごみ排出量が多くなる傾向があります。
- ・今後、市町村と情報交換を行い、人口・世帯・年齢構成の動向と排出されるごみの動向の関係について把握できるよう努めます。

■ 大阪府の率先行動

- ・大阪府は、自身が大きな事業者であり、引き続き、3Rに自ら率先して取り組み、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めます。
- ・引き続き、3Rの推進のため、両面コピー等によるコピー用紙の使用抑制や資源ごみ等の分別に取り組むとともに、庁内ウェブページに設置された掲示板などを活用し、物品や消耗品のリユースに努めます。

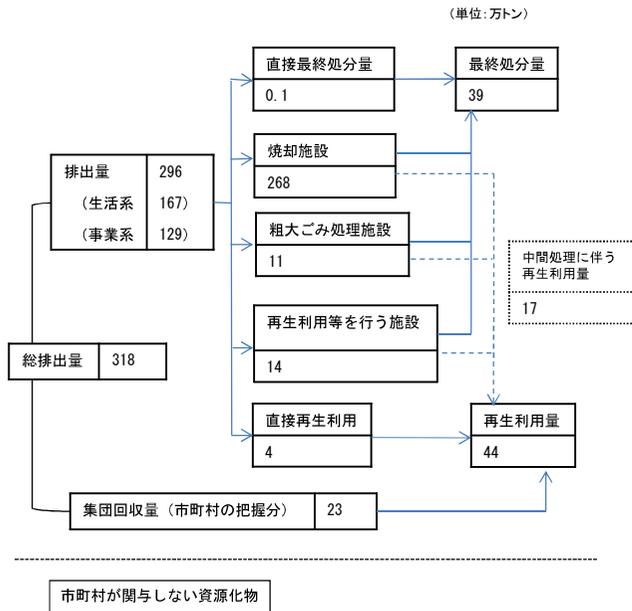
府域における廃棄物の状況

廃棄物の発生・処理状況（一般廃棄物）

○ 生活系ごみ・事業系ごみ

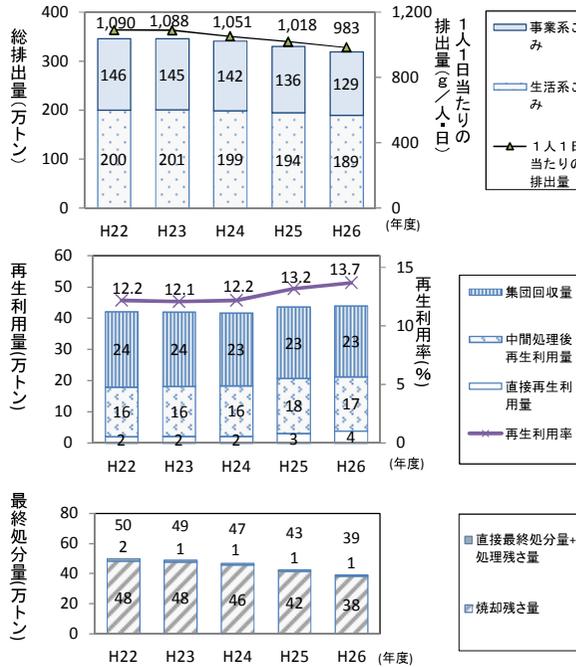
■ 処理フロー（平成26年度）

平成26年度に排出された一般廃棄物の総排出量は318万トンとなり、焼却等の中間処理を経て、39万トンが最終処分されています。また、再生利用量と集団回収量を合わせた44万トンが再生利用されています。



■ 総排出量、再生利用量、最終処分量の推移

経年的に見ると、総排出量は減少、再生利用量は微増となっています。その結果、最終処分量は減少しています。



■ 市町村別の処理状況（平成26年度）

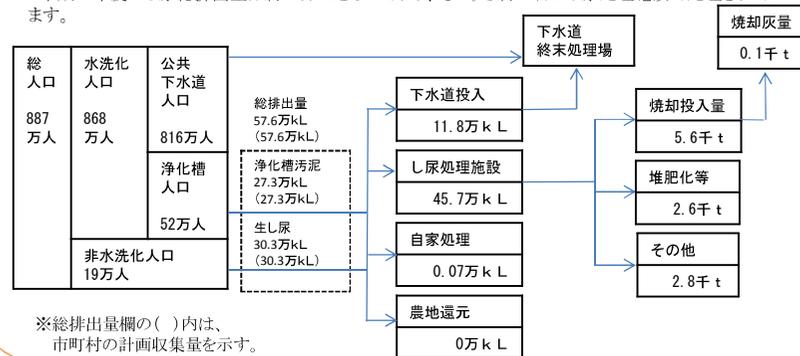
平成26年度における府内各市町村の総排出量、再生利用量は以下のとおりです。

市町村	総排出量		生活系総排出量		事業系総排出量		再生利用量			再生利用率 (%)
	総排出量 (t)	住民1人1日当たりの総排出量 (g/人・日)	生活系総排出量 (t)	住民1人1日当たりの総排出量 (g/人・日)	事業系総排出量 (t)	住民1人1日当たりの総排出量 (g/人・日)	再生利用量 (t)	再生利用率 (g/人・日)		
								うち、再資源回収量	うち、再資源回収量	
大阪市	1,033,318	1,060	461,399	473	571,919	587	96,440	99	44	9.3
堺市	324,529	1,048	210,581	680	113,948	368	62,600	202	90	18.9
岸和田市	75,474	1,032	44,784	612	30,690	420	11,405	156	89	15.0
豊中市	119,800	819	78,287	535	41,513	284	16,125	110	46	13.5
池田市	32,197	856	22,626	603	9,571	255	3,867	103	46	12.0
吹田市	113,141	857	78,133	592	35,008	265	18,920	143	74	16.7
東大阪市	26,942	989	15,318	550	11,624	418	3,920	141	94	14.6
高槻市	119,152	918	82,161	633	36,991	285	15,618	120	90	13.1
貝塚市	36,830	1,123	22,335	681	14,495	442	4,518	138	77	12.3
守口市	44,142	832	28,033	529	16,109	304	9,154	173	73	20.8
枚方市	127,531	856	94,067	632	33,464	225	27,901	187	125	21.9
茨木市	112,227	1,104	61,741	607	50,486	496	24,325	239	101	21.7
八尾市	85,815	872	63,744	648	22,071	224	12,693	129	95	14.8
泉佐野市	47,114	1,272	17,188	464	29,926	808	3,064	83	21	6.5
富田林市	40,186	948	34,692	819	5,494	130	6,616	156	100	16.5
徳島川市	76,873	875	57,285	652	19,588	223	16,773	191	81	21.9
河内長野市	35,668	879	28,009	690	7,659	189	9,195	227	105	25.8
松原市	37,971	846	29,364	654	8,607	192	7,058	157	77	18.6
大東市	40,173	896	30,607	675	9,566	211	5,106	113	69	12.7
和泉市	61,152	894	41,752	610	19,400	284	7,966	116	81	13.0
箕面市	47,243	959	30,629	622	16,614	337	6,377	129	85	13.5
柏原市	23,659	897	19,164	727	4,495	170	1,886	72	37	8.0
羽曳野市	40,016	951	30,578	727	9,438	224	4,311	102	74	11.0
門真市	47,785	1,033	28,289	611	19,496	421	6,138	133	66	12.8
堺市	31,196	1,004	18,193	585	13,003	418	4,586	148	90	14.7
高石市	18,237	855	12,024	564	6,213	291	2,823	132	104	15.5
藤井寺市	24,831	1,023	15,498	638	9,333	384	1,757	72	43	7.1
東大阪市	203,511	1,116	116,921	641	86,590	475	20,803	114	76	10.2
泉南市	22,599	966	13,932	595	8,667	370	2,774	119	43	12.3
四條畷市	16,648	805	13,553	655	3,095	150	2,755	133	81	16.6
交野市	20,969	736	16,964	596	4,005	141	3,899	137	55	18.6
大塚池山町	19,764	936	16,131	764	3,633	172	3,390	161	113	16.6
阪南市	18,708	898	13,610	654	5,098	245	3,467	167	66	18.6
島本町	8,380	747	7,324	653	1,056	94	1,292	115	69	15.4
豊御町	6,865	877	5,825	744	1,040	133	2,097	268	105	30.6
能勢町	3,637	883	2,275	553	1,362	331	695	170	62	19.2
忠岡町	6,047	925	4,900	749	1,147	175	934	143	94	16.4
熊取町	13,379	826	9,714	599	3,665	226	1,869	115	44	14.0
田尻町	2,830	891	1,948	613	882	278	185	58	1	6.5
岬町	7,089	1,154	5,338	863	1,751	285	1,053	171	21	15.5
太子町	3,648	712	3,462	676	186	36	639	125	69	17.5
河南町	5,258	897	4,418	754	840	143	1,009	172	115	19.2
千早赤阪村	2,002	947	1,889	894	113	53	414	196	130	20.6
大阪府計	3,184,536	983	1,894,685	585	1,289,851	398	438,421	135	70	13.7

○ し尿

■ 処理フロー（平成26年度）

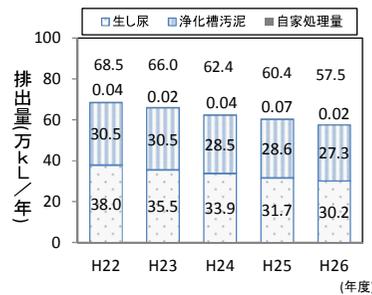
平成26年度のし尿総排出量は約58万kLとなっており、そのうち約80%が尿処理施設で処理されています。



※総排出量欄の()内は、市町村の計画収集量を示す。

■ 排出量の推移

経年的に、し尿の排出量は減少しています。

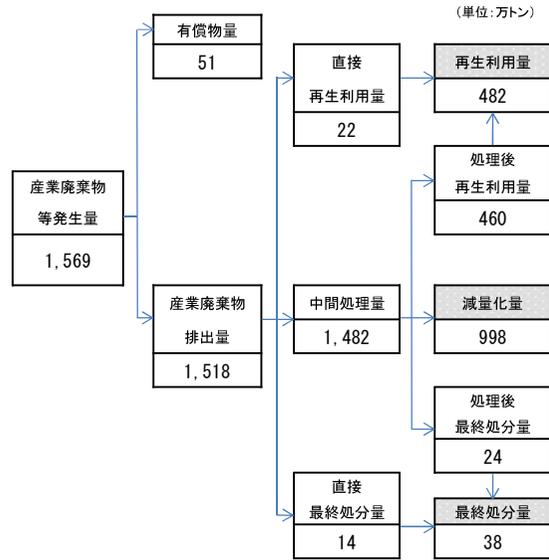


府域における廃棄物の状況

廃棄物の発生・処理状況（産業廃棄物）

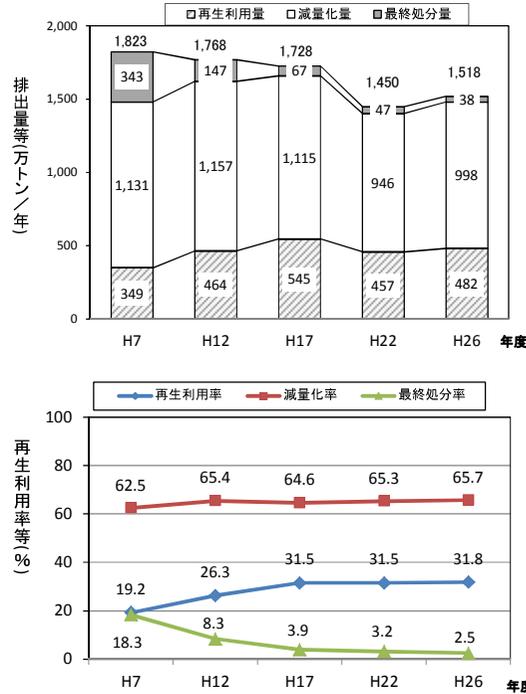
■ 処理フロー（平成26年度）

平成26年度に排出された産業廃棄物1,518万トンのうち、998万トン（65%）が中間処理により減量化、482万トン（31.8%）が再生利用され、その結果、38万トン（2.5%）が最終処分されています。



■ 排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量の推移

最終処分量は減少しているものの、近年、排出量は増加傾向、再生利用率は横ばいです。



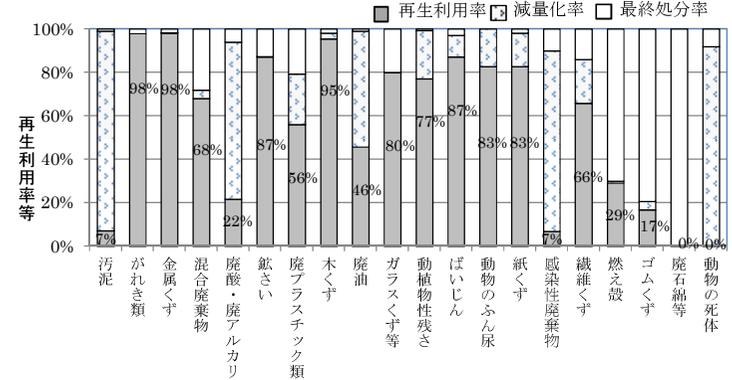
■ 種類別の排出量（平成26年度）

種類別には汚泥が最も多く約7割を占め、続いてがれき類、金属くずが多くなっています。



■ 種類別の再生利用率、減量化率、最終処分率（平成26年度）

産業廃棄物の種類によって処理比率は異なります。がれき類や金属くずは再生利用率が高く、水分を多く含む汚泥は減量化率（脱水した割合）が高くなっています。



前計画の目標達成状況

単位（万トン）

	一般廃棄物			産業廃棄物		
	H22実績	H26実績	H27目標	H22実績	H26実績	H27目標
排出量	346	318	282	1,450	1,518	1,565
（生活系） （事業系）	(200) (146)	(189) (129)	(183) (99)			
再生利用量	42	44	62	457	482	551
再生利用率	12.2%	13.7%	22%	31.5%	31.8%	35%
最終処分量	50	39	35	47	38	49

○ 一般廃棄物

- 排出量は削減が進み、平成26年度に318万トンとなりましたが、目標の282万トンには達していません。生活系ごみの排出量は、平成27年度の量として見込んでいた183万トンに近づきましたが、事業系ごみは、平成26年度の排出量が129万トンであり、見込んでいた99万トンより多い状況です。
- 再生利用率は、分別収集の取組み等により上昇したと推定されますが、平成27年度目標は下回る見込みです。
- 最終処分量は削減が進み、平成26年度に39万トンとなりました。このまま取組みが続くと、平成27年度は概ね目標である35万トンに近づく見込みです。

○ 産業廃棄物

- 排出量の平成26年度実績は1,518万トンとなり、平成27年度目標の1,565万トンを達成しています。建設業等における排出抑制の取組みの進展等によるものと推定されます。
- 再生利用量は25万トン増加し、再生利用率は0.3%上昇しましたが、平成27年度目標は下回る見込みです。想定よりも、再生利用率の高いコンクリート塊の排出量が少なかったこと等によるものと推定されます。
- 最終処分量の平成26年度実績は38万トンとなり、平成27年度目標の49万トンを達成しています。汚泥を再生利用する取組みの進展等によるものと推定されます。

目標の立て方

一般廃棄物

○ 単純将来推計

(1) 排出量

- 平成32年度の生活系ごみ排出量は、平成22年度から平成26年度における排出量の実績や、将来推計人口を基に算出しました。
- 平成32年度の事業系ごみ排出量は、平成22年度から平成26年度における排出量の実績や、将来推計従業者数を基に算出しました。

(2) 再生利用量、最終処分量

- 排出量に対する再生利用量、最終処分量の割合については、平成26年度の実績と同一とし、排出量の将来推計値から算出しました。
- 集団回収量は、平成22年度から平成26年度における回収量の実績を基に算出しました。

○ 対策を見込んだ場合の将来推計

- 排出量、最終処分量、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、削減が進んでいることも踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標としました。
- 再生利用率は、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて設定しました。

対策の内容		推計の結果		
		排出量	再生利用量	最終処分量
生活系ごみ	手つかず食品の排出量を15%削減	▲1.2万トン	—	▲0.2万トン
	資源化可能な紙ごみの分別 (燃えるごみに含まれる紙ごみの15%を資源ごみに分別し再生利用)	—	3.6万トン	▲0.5万トン
	プラスチック製容器包装の分別 (プラスチック製容器包装の分別収集を実施している市町村において、燃えるごみに含まれるプラスチック製容器包装の15%を資源ごみとして排出し再生利用)	—	1.4万トン	▲0.2万トン
事業系ごみ	資源化可能な紙ごみ分別 (事業系ごみに含まれる資源化可能な紙ごみの15%を資源として分別し再生利用)	▲3.2万トン	—	▲0.5万トン
	産業廃棄物の混入の削減 (事業系ごみに混入している産業廃棄物の15%を産業廃棄物として処理)	▲2.8万トン	—	▲0.4万トン

○ 平成32年度目標

- 単純将来推計値に対策等を見込んだ場合の増減量を加えて、平成32年度の目標を設定しました。

項目	平成26年度実績	平成32年度推計		国の基本方針における平成32年度の目標
		単純将来	対策を見込んだ場合	
排出量	318万トン	286万トン	278万トン	約12%に削減する。 (平成24年度比)
生活系	189万トン	173万トン	172万トン	—
事業系	129万トン	113万トン	107万トン	—
1人1日当たりの生活系ごみ排出量*	461g/人・日	423g/人・日	403g/人・日	500g/人・日
再生利用量	44万トン	39万トン	44万トン	—
再生利用率	13.7%	13.6%	15.8%	約21% (平成24年度) から約27%に増加させる。
中間処理による減量	235万トン	212万トン	202万トン	—
最終処分量	39万トン	34万トン	32万トン	約14%削減する。 (平成24年度比)

※集団回収量・資源ごみ排出量を除く。

産業廃棄物

○ 単純将来推計

(1) 排出量

- 平成32年度の排出量は、平成26年度実態調査から得られた業種別・種類別の排出原単位に、平成32年度における活動量指標値(推計)を乗じて算出しました。(上水道業、下水道業の排出量は、各事業者の計画量)
- 平成32年度における活動量指標値は、近年の推移を踏まえて設定しました。

(2) 再生利用量、最終処分量

- 産業廃棄物の処理方法や中間処理における残さ率等については、平成26年度の実績と同一とし、再生利用量や最終処分量等を推計しました。

将来予測に用いた活動量指標値

業種	活動量指標
建設業	元請完成工事高
製造業	製造品出荷額等
鉱業、情報通信業、運輸・郵便業、卸・小売業、飲食・宿泊業、生活関連・娯楽業、教育・学習業、医療・福祉業、他に分類されないサービス業	従業者数 (ただし病院は病床数)

○ 対策を見込んだ場合の将来推計

- 排出量、最終処分量の目標は平成26年度実績が平成27年度目標を達成していることを踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標としました。
- 再生利用率は、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて設定しました。

対策の内容	推計の結果		
	排出量	再生利用量	最終処分量
建設混合廃棄物の発生抑制 (建設混合廃棄物発生率を3.5%に抑制)	—	1.6万トン	▲1.8万トン
事業系一般廃棄物の混入削減 (事業系一般廃棄物へのプラスチック類の混入削減の対策に伴い、産業廃棄物の排出量等が増加)	2.8万トン	1.9万トン	0.2万トン

○ 平成32年度目標

- 単純将来推計値に対策等を見込んだ場合の増減量を加えて、平成32年度の目標を設定しました。

項目	平成26年度実績	平成32年度推計		国の基本方針における平成32年度の目標
		単純将来	対策を見込んだ場合	
排出量	1,518万トン	1,531万トン	1,534万トン	約3%増(平成24年度比)に抑制する。
再生利用量	482万トン	491万トン	494万トン	—
再生利用率	31.8%	32.1%	32.2%	約55% (平成24年度) から約56%に増加させる。
中間処理による減量	998万トン	1,002万トン	1,003万トン	—
最終処分量	38万トン	39万トン	37万トン	約1%削減する。 (平成24年度比)